医第３７７－１号
令和７年７月３日

各医療機関　管理者　　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子
（　公　印　省　略　）

令和７年度電子処方箋活用・普及促進事業に係る補助対象期間の拡大について（通知）

本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電子処方箋を導入する施設を更に支援するため、社会保険診療報酬支払基金による補助金の上乗せ補助を行う事業を実施しています（事業詳細は、別添リーフレットをご参照ください)。

このたび、本事業に係る補助対象期間を下記のとおり拡大しましたので、お知らせいたします。

記

１　補助対象期間

【現行の対象期間】　令和７年３月末までに電子処方箋を導入した場合に補助の対象
【変更後の対象期間】　令和７年９月末までに電子処方箋を導入した場合に補助の対象

担　当：医療整備課　総務・医療企画担当
星野、宮本
電　話：０４８－８３０－３５３５

補助対象期間を令和7年9月30日まで拡大しました
※　旧補助対象期間：令和7年3月31日

令和7年度
埼玉県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金

電子処方箋を導入した医療機関（病院・医科診療所・歯科診療所）及び薬局に対し、システム改修など導入に要する費用を補助します。

申請期間

令和7年6月2日（月）から令和7年12月26日（金）まで

申請方法

- 電子申請システムによるオンライン申請
 詳細は県HPをご確認ください。

 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/densisyohousen/01.html

埼玉県　電子処方箋活用・普及促進事業　検索

交付要件

- 電子処方箋の導入を令和7年9月30日までに完了し、社会保険診療報酬支払基金が実施する電子処方箋導入に係る補助金（＊ 以下「基金補助金」）の交付決定を受けていること

 ＊保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）による補助金

- 電子処方箋の周知広報（＊）を実施すること

 ＊電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネット、施設ホームページ上で公表等

彩の国 埼玉県
〒330－9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県庁本庁舎4階　医療整備課、健康長寿課、薬務課



補助金額

	(1)電子処方箋管理サービスの導入	(2)電子処方箋管理サービスの新機能導入	(3) (1)(2)を同時に実施
大規模病院（病床数200床以上）	上限 81.1万円 ※事業額486.6万円の1/6	上限 22.6万円 ※事業額135.6万円の1/6	上限 100.3万円 ※事業額602.2万円の1/6
病院（大規模病院以外）	上限 54.3万円 ※事業額325.9万円の1/6	上限 16.7万円 ※事業額100.2万円の1/6	上限 67.6万円 ※事業額405.9万円の1/6
診療所	上限 9.7万円 ※事業額38.8万円の1/4	上限 6.1万円 ※事業額24.5万円の1/4	上限 13.5万円 ※事業額54.2万円の1/4
薬局	上限 9.7万円 ※事業額38.8万の1/4	上限 6.4万円 ※事業額25.6万円の1/4	上限 13.8万円 ※事業額55.3万の1/4

※ 上記とは別に基金補助金が交付されます。

注意事項

- システム事業者への連絡から電子処方箋の運用開始まで数か月、基金補助金の申請から交付決定を受けるまで1か月から2か月かかります。
- 交付要件（表面）を満たしていない場合は、以下「社会保険診療報酬支払基金　医療機関等向け総合ポータルサイト」をご確認いただき、お早めにご準備をお願いします。

「社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータルサイト」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top

■病院、医科診療所　医療整備課 総務・医療企画担当　☎ 048(830)3535
■歯科診療所　健康長寿課 健康長寿担当　☎ 048(830)3581
■薬局　薬務課 販売指導担当　☎ 048(830)3622



コバトン & さいたまっち